

宮崎県市町村橋梁データベースシステム開発業務に係る企画提案競技について

宮崎県市町村橋梁データベースシステム開発業務に係る企画提案競技を次のとおり実施する。

平成29年6月27日

公益財団法人 宮崎県建設技術推進機構

理事長 大田原 宣治

1 目的

各市町村では、点検結果を紙やエクセル等を用いた数値データで管理しており、地図情報や図面、写真等の相互管理はなされていない状況である。今後、莫大に増えていく点検結果の情報を適切に管理・更新し、今後効率的・効果的に維持管理を行うため、宮崎県市町村橋梁データベースシステムの構築を行うものである。

2 業務内容

宮崎県市町村橋梁データベースシステム開発

詳細の内容は、宮崎県市町村橋梁データベースシステム開発業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 委託期間

契約締結の日から平成30年6月30日まで

4 企画提案競技に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 県が発注する建設工事等の契約に係る入札契約参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく平成28・29年度の入札参加資格の認定を受けている者で建設関連業の業種が土木関係建設コンサルタント業務であること、又は、物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和46年告示第93号）第2条に規定する入札参加資格を有する者又は契約までに取得見込の者で、業種がサービス（電算業務）に関する業種の者であり、委託仕様書の内容を理解し、これを確実に履行することができる者であること。
- (3) 会社更正法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 企画書等の提出の日から委託候補者を選定するまでの間に、宮崎県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 役員等（個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認

められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者でないこと。
(6) 平成19年度以降、同等のシステムを開発し、導入された実績を有する者であること。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 (公財) 宮崎県建設技術推進機構土木課支援担当
- (2) 期間 平成29年6月27日(火)から平成29年7月21日(金)

6 企画提案競技参加申込書の提出場所、提出期限、提出方法

- (1) 場所 (公財) 宮崎県建設技術推進機構土木課支援担当
- (2) 提出期限 平成29年7月6日(木)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 郵送または持参

7 企画提案書等の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 場所 (公財) 宮崎県建設技術推進機構土木課支援担当
- (2) 提出期限 平成29年7月21日(金)午後5時まで(必着)
- (3) 提出方法 郵送または持参

8 業務委託予定事業者の選定方法

企画提案書等の書類をもとに、別に設置する選定委員会を経て選定するものとする。

9 企画提案書に関する事務の担当

(公財) 宮崎県建設技術推進機構土木課支援担当 (企業局庁舎5階)
〒880-0803 宮崎県宮崎市旭1丁目2番2号
電話番号: 0985-20-1830 FAX: 0985-20-1850
E-mail: mks-17@mk-suishin.or.jp、mks-23@mk-suishin.or.jp